

流山市国民保護協議会条例

平成 1 8 年 3 月 2 7 日

条例第 2 号

( 趣旨 )

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 4 0 条第 8 項の規定に基づき、流山市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

( 委員及び専門委員 )

第 2 条 協議会の委員の定数は、2 9 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

( 会長の職務代理 )

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 委任 )

第 5 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。